

福岡県公報

平成29年3月17日
第3876号

目次

告示 (第180号 - 第198号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 7

公 告

○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂防課) …………… 8
-----------------------	---------------

○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出	(中小企業振興課) …………… 9
○福岡県立勤労青少年文化センターの利用料金の承認	(労働政策課) …………… 10
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課) …………… 12
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂防課) …………… 13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 13
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(財産活用課) …………… 13
○都市公園の区域の変更	(公園街路課) …………… 13
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 14
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 14
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 14
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 14
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 15

教育委員会

○福岡県指定有形文化財の指定	(教育庁文化財保護課) …………… 15
○福岡県指定史跡の指定	(教育庁文化財保護課) …………… 15
○福岡県指定史跡の追加指定	(教育庁文化財保護課) …………… 15
○福岡県指定有形文化財の名称変更及び内容変更	(教育庁文化財保護課) …………… 16
○福岡県指定有形民俗文化財の追加指定及び名称変更	(教育庁文化財保護課) …………… 16
○福岡県指定天然記念物の指定解除	(教育庁文化財保護課) …………… 16
○意見募集の結果の公示	(教育庁教職員課) …………… 16
○福岡県指定有形文化財の指定解除	(教育庁文化財保護課) …………… 17

選挙管理委員会

○平成28年10月23日執行の衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 (市町村支援課) ……17

公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見公募の結果 (警察本部運転免許試験課) ……22

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部運転免許試験課) ……22

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部交通企画課) ……23

正 誤

○道路の区域の変更(平成27年福岡県告示675号)中正誤 (道路維持課) ……23

告 示

福岡県告示第180号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成24年4月13日福岡県告示第731号筑紫野都市計画公園事業3・3・3号筑紫公園の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
筑紫野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画公園事業3・3・2203号筑紫公園
- 3 事業施行期間
平成24年4月13日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年4月13日福岡県告示第731号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第181号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	県道	添田池線	前	田川郡糸田町1510番先から 田川郡福智町神崎1094番 14先まで	10.0 ～ 10.0	1,030.0
			後	田川郡糸田町1510番先から 田川郡福智町神崎1094番 14先まで	10.0 ～ 118.0	1,030.0

福岡県告示第182号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

田川	添田線 赤池	田川郡糸田町1510番先から 田川郡福智町神崎1094番14先まで
----	-----------	--------------------------------------

福岡県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	本郷基山線 停車場	前	小郡市三沢4035番1先から 小郡市三沢2885番先まで	5.9 ～ 8.7	95.0
			前	小郡市三沢4035番1先から 小郡市三沢2885番先まで	7.9 ～ 9.8	108.0
			後	小郡市三沢4035番1先から 小郡市三沢2885番先まで	5.9 ～ 8.7	95.0

福岡県告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日福岡県告示346号筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

筑紫野市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業筑紫野公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年1月10日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年3月28日福岡県告示第346号の事業地中、筑紫野市大字古賀、大字阿志岐地内において各一部を変更し、平成26年3月28日福岡県告示第346号の事業地に、筑紫野市大字山口の一部を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日福岡県告示349号福岡都市計画下水道事業志免公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

志免町

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業志免公共下水道

3 事業施行期間

昭和62年12月26日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年3月28日福岡県告示第349号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月14日福岡県告示391号福岡都市計画下水道事業大野城公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 施行者の名称

大野城市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業大野城公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年1月23日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年3月14日福岡県告示第391号の事業地中の次の区域において変更する。

大野城市大字中字片池、字千照寺、字唐池、字大浦、字桑ノ浦の一部、大野城市大字牛頸字後田、字小田浦の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日福岡県告示348号福岡都市計画下水道事業粕屋町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 施行者の名称

粕屋町

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業粕屋町公共下水道

3 事業施行期間

昭和62年12月26日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年3月28日福岡県告示第348号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年8月15日福岡県告示710号宇美都市計画下水道事業宇美公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 施行者の名称

宇美町

2 都市計画事業の種類及び名称

宇美須恵都市計画下水道事業宇美町公共下水道

3 事業施行期間

昭和62年12月26日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年8月15日福岡県告示第710号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年9月13日福岡県告示1416号須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

須恵町

2 都市計画事業の種類及び名称

宇美須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道

3 事業施行期間

平成2年12月26日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成25年9月13日福岡県告示第1416号の事業地中の次の区域において変更する。

粕屋郡須恵町大字上須恵字仏道、並びに大字新原字向原、字野間原地内の全部、粕屋郡須恵町大字植木字ヒハノ原、並びに大字新原字前田、字仏道、並びに大字佐谷字榎、字村山、字ヒエハル、字長原、字田床、及び大字上須恵字小鳥越地内の一部

平成25年9月13日福岡県告示第1416号の事業地に次の事業地を加える。

粕屋郡須恵町大字新原字坂口地内の全部、大字新原字宮の前、字宮の後、字宮の上、及び大字佐谷字原の下、字ツル地内の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日福岡県告示350号篠栗都市計画下水道事業篠栗公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

篠栗町

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業篠栗公共下水道

3 事業施行期間

平成2年2月19日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年3月28日福岡県告示第350号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1929号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
緑ヶ丘(b)	京都郡苅田町新津（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1930号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
緑ヶ丘(b)	京都郡苅田町新津（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年12月福岡県告示第2100号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片峰中央-2	糟屋郡志免町片峰中央四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年12月福岡県告示第2101号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片峰中央-2	糟屋郡志免町片峰中央四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	夏吉直方線	前	田川郡福智町伊方2174番5先から 田川郡福智町伊方4384番2先まで	7.6 ～ 42.0	400.0
			後	田川郡福智町伊方2174番5先から 田川郡福智町伊方4384番2先まで	7.6 ～ 32.0	402.7

福岡県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	夏吉直方線	田川郡福智町伊方4192番1先から 田川郡福智町伊方4384番2先まで

福岡県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
相島(b)	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相島	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相島(c)-1	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相島(c)-2	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相島(a)	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相島(d)-1	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

相島(d)-2	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相島(e)	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
相島(b)	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
相島	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
相島(c)-1	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
相島(a)	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
相島(d)-2	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
相島(e)	糟屋郡新宮町大字相島（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告**公告**

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 桜坂三丁目（2）-2地区、 南公園-1地区	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 小野真路 福岡市中央区天神一丁目11番17号 西日本鉄道株式会社 代表取締役 倉富純男

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画下水道の変更（飯塚市決定）（平成29年2月23日飯塚市告示第46号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市田野字瀬戸1520番3及び1520番27
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宮若市小伏1778番地
山下 良市

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) イオン大野城乙金ショッピングセンター〔A区画〕
(仮称) イオン大野城乙金ショッピングセンター〔B区画〕
 - (2) 所在地 大野城市福岡都市計画事業乙金第2土地区画整理事業地内（27街区）
大野城市福岡都市計画事業乙金第2土地区画整理事業地内（26街区）
- 2 法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ① 駐車台数、A区画 224台 B区画 208台 営業時間 AM7:00～PM24:00の計画
 - ② 出入口 A区画 3箇所 B区画 3箇所の計画
 - ③ 集客エリアは確認していないが10キロ程度と考える
 - ④ 出入口No.4を入庫専用にする
・右折を行うとき交差点までの距離が約20メートルしかなく直進車の妨害となる
 - ⑤ 不可能であれば出庫の際は左折のみにする

・左折を行う高速道路横の道路を使用する

⑥ 出入口N o.4 出庫の際は右折出来ないように中央線上に分離コーンを埋設する

⑦ 出入口N o.2と出入口N o.5を閉鎖する

⑧ 南方向からの車両は出入口N o.5とA区画とB区画境（道路）より右折進入する、この交差点に信号機を新に設置しメーンの出入口専用箇所とすると共に歩行者の横断の安全確保を行う

⑨ 出入口N o.3を出て現人橋線に出る際は右折出来ないように中央線上に分離コーンを埋設する

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

⑩ A区画とB区画の往来は公道横断となっている、安全を考慮して歩道橋（エレベータ付）を利用し安全移動とトラブル防止となる

⑪ ⑧を設置することにより歩行者（来店者、地元住民）の安全確保となる

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年2月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 春日フォレストシティーファッションモール

(2) 所在地 春日市大字下白水205-1 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積

変更前	変更後
2,439.55㎡	3,411.42㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場①（敷地南側）	91台	駐車場①（敷地南側）	143台
合計	91台	合計	143台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐輪場①（店舗南側）	14台	駐輪場①（店舗南側）	14台
駐輪場②（店舗南側）	11台	駐輪場②（店舗南側）	11台
駐輪場③（店舗南側）	33台	駐輪場③（店舗南側）	33台
駐輪場④（店舗南側）	12台	駐輪場④（盾舗南側）	12台
-	-	駐輪場⑤（店舗南側）	28台
合計	70台	合計	98台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
荷捌施設①（店舗西側）	24㎡	荷捌施設①（店舗西側）	24㎡
荷捌施設②（店舗東側）	24㎡	荷捌施設②（店舗東側）	24㎡
合計	48㎡	合計	48㎡

(4) 廃棄物等保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
廃棄物保管庫①	34.51㎡	廃棄物保管庫①	12.6㎡
廃棄物保管庫②	32.38㎡	廃棄物保管庫②	11.78㎡
-	-	廃棄物保管庫③	12.06㎡

合計	66.89㎡	合計	36.44㎡
----	--------	----	--------

公告

福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和48年福岡県条例第12号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立北九州勤労青少年文化センター

2 位置

北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号

3 利用料金の承認年月日

平成29年3月17日

4 利用料金

(1) 施設利用料金

ア 小ホール

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
平日	6,570円	9,860円	9,860円	16,430円	19,720円	26,290円
土・日・休日	7,890円	11,830円	11,830円	19,720円	23,660円	31,550円

イ 本館各施設

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
展示ホール	2,370円	3,550円	3,550円	5,920円	7,100円	9,470円
第一会議室	540円	810円	810円	1,350円	1,620円	2,160円
第二会議室	730円	1,090円	1,090円	1,820円	2,180円	2,910円
第三会議室	540円	810円	810円	1,350円	1,620円	2,160円
第一研修室	1,820円	2,730円	2,730円	4,550円	5,460円	7,280円

第二研修室	1,460円	2,190円	2,190円	3,650円	4,380円	5,840円
美術室	1,460円	2,190円	2,190円	3,650円	4,380円	5,840円
音楽室	1,270円	1,910円	1,910円	3,180円	3,820円	5,090円
写真室	1,270円	1,910円	1,910円	3,180円	3,820円	5,090円
茶室	360円	540円	540円	900円	1,080円	1,440円
和室	540円	810円	810円	1,350円	1,620円	2,160円

ウ 体育館

占有利用

区 分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
競技場	平日	4,190円	5,590円	5,590円	9,780円	11,180円	15,370円
	土・日・休日	5,160円	6,890円	6,890円	12,050円	13,780円	18,940円
その他の各施設	平日	710円	1,090円	1,090円	1,800円	2,180円	2,890円
	土・日・休日	710円	1,090円	1,090円	1,800円	2,180円	2,890円

個人利用

区分		小・中学生	高校生・勤労青少年	一般
体育館	2時間につき	50円	70円	120円

エ プール

区分		基本料金 (2時間以内)	超過料金 (30分以内)
普通券	一般	個人	180円
		団体	1人につき 160円
	勤労青少年・生徒	個人	120円
		団体	1人につき 110円
小学生	個人	70円	
	団体	1人につき 60円	
回数券	一般	10回分	1,620円
	勤労青少年・生徒	〃	1,080円

小学生	〃	630円
-----	---	------

オ 庭球場

区分		料金（2時間以内）
普通券	一般	260円
	勤労青少年・生徒	130円
	小学生	90円
回数券	一般	10回分 2,340円
	勤労青少年・生徒	〃 1,170円
	小学生	〃 810円
占用利用	1面1回	1,360円

備考

- 小ホール利用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合、営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は規則で定めるところにより、電気、水道又はガスの使用料金の実質に相当する額を基本額に加算して徴収する。
- 「土・日・休日」とは、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「休日」を、「平日」とは、これら以外の日をいう。
- 「占用利用」とは、競技大会、練習会等において、センターの施設を独占的に利用する場合を、「個人利用」とは、占用利用以外の場合をいう。
- 「小学生」とは小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する児童を、「中学生」とは中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する生徒を、「高校生」とは高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在籍する生徒を、「勤労青少年」とは規則で定めるところにより就労している旨の証明を受けた者をいい、「一般」とは小学生、中学生、高校生及び勤労青少年以外の者を、「生徒」とは中学生及び高校生をいう。
- 回数券による利用は、1日1回に限るものとし、その利用時間は2時間を超えることができないものとする。

7 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。

(2) 超過利用料金等

ア 小ホール若しくは本館各施設を利用する場合又は体育館を占用利用する場合の超過利用料金

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前7時から午前9時まで	施設利用料金に掲げる午前9時から正午までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	100パーセントに相当する額
正午から午後5時まで	施設利用料金に掲げる午後1時から午後5時までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額
午後5時から午後9時まで	施設利用料金に掲げる午後6時から午後9時までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額

イ 体育館を個人利用する場合の超過利用料金

時間区分	超過利用料金
1時間未満	施設利用料金に掲げる額の50パーセントに相当する額
1時間以上2時間以内	施設利用料金に掲げる額

ウ 小ホールの利用者が、練習、準備等のために小ホールを利用する場合施設利用料金に定める額の70パーセントに相当する額

エ 体育館の競技場の一部を占用利用する場合

施設利用料金に定める額に当該競技場総面積に占める占用利用する面積の割合を乗じて得た額

(3) 付属設備等利用料金

区分	品名	単位	金額 (1回につき)	備考
小ホール	ボーダーライト	1式	360円	100ワット
	アッパーホリズンライト	1式	480円	500ワット
	サスペンションライト	1台	180円	500ワット
	シーリングスポットライト	1式	730円	500ワット
	スタンド	1台	110円	
	拡声装置	1式	2,430円	
	マイクロホン	1本	360円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	970円	1チャンネル
	テープレコーダー	1台	600円	
	レコードプレーヤー	1台	600円	
	スクリーン	1式	1,210円	スクリーンのみ 利用の場合
	コンセント	1個	110円	
	一六ミリ映写機	1台	2,430円	
	演台	1台	240円	
	ピアノ	1台	1,210円	調律料は含まない。
ピンスポットライト	1台	600円		
金屏風	1双	600円		
音楽室	ステレオ	1式	1,210円	
	ピアノ (アップライト)	1台	1,210円	
体育館	ストップウォッチ	1個	60円	
	フロアシート	1枚	110円	
	コインロッカー	1口	50円	
全館共通	長机	1脚	60円	
	折りたたみ椅子	1脚	20円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	600円	

黒板	1台	110円	
スライド映写機	1台	600円	

備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーについてはこの限りでない。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる額の25パーセントに相当する額とする。ただし、コインロッカーについてはこの限りでない。
- 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社九州ピット

(2) 所在地

大川市大字一木1064番地3

(3) 代表者

代表取締役 宮入 弘明

2 行政処分の内容

改善命令

3 処分の年月日
平成29年3月2日

4 処分の理由
法第14条第12項の規定により適用される産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行っていることが、法第19条の3第2号の規定に該当するため。

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 緑ヶ丘(b)地区	北九州市小倉南区葛原一丁目5番9号 有限会社佐野商 代表取締役 佐野正治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字陳屋敷1374番7及び1380番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市日吉二丁目22番7-207号
口石 和弥

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町別府西二丁目810番1、810番44及び810番45
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 倉富 純男

公告

「福岡県財務規則の一部を改正する規則」案について、次のとおり意見を募集します。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間
平成29年3月8日から平成29年4月7日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部財産活用課に備え置きます。

公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
筑後広域公園
- 2 位置

筑後市大字津島及び大字尾島並びにみやま市瀬高町本郷及び長田地内

3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 区域変更の期日

平成29年4月1日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成29年2月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人グロウ

(2) 代表者の氏名

日並 八千代

(3) 主たる事務所の所在地

宗像市久原180番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び観光客、その他来訪者などを対象に、市民、学校、自治体等と協働、連携して、読みやすく、わかりやすい広報、タイムリーな情報発信を目指して行政情報や地域情報を提供することにより情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基準点測量 城野駅南口線他3線道路区域確定測量業務委託

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成29年2月6日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基準点測量

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
岡垣町(一部)	平成29年2月27日から 平成29年3月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点、3級水準点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡芦屋町	平成29年1月19日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3級基準点測量（1点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町	平成29年2月21日

教育委員会**福岡県教育委員会告示第2号**

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定により、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

平成29年3月17日

福岡県教育委員会

建造物の部

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在地
立場茶屋銀杏屋	1棟	木造、建築面積 195.57㎡、平屋建一部二階建、入母屋造、棧瓦葺 北面・東面・南面・西面 下屋附属、棧瓦葺 西面 炊事場附属、棧瓦葺	北九州市	北九州市小倉北区内1番1号	北九州市八幡西区石坂1丁目4番6号

考古資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所
推定金光寺跡出土品	5点	福岡県(九州歴史資料館保管)	福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育委員会告示第3号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第29条第1項の規定により、福岡県指定史跡を次のように指定する。

平成29年3月17日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
黒崎城跡	北九州市八幡西区屋敷一丁目 北九州市八幡西区舟町	37番・38番・39番、 5番7

福岡県教育委員会告示第4号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第29条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定史跡に同表右欄の地域を追加して指定する。

平成29年3月17日

福岡県教育委員会

左 欄		右 欄	
名称	関係告示	所在地	地番
川島古墳	平成4年福岡県教育委員会告示第5号	飯塚市川島	407-4の一部、408-13の一部

伊方古墳	昭和52年福岡県教育委員会告示第3号	田川郡福智町伊方	3927番地18、3927番地60、3927番地64
三沢遺跡	昭和53年福岡県教育委員会告示第2号	小郡市あすみ一丁目	10番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番

福岡県教育委員会告示第5号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第5条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定有形文化財から中欄に掲げる文化財の指定を解除し、記載事項を右欄のとおり改める。

平成29年3月17日

福岡県教育委員会

左欄		中欄		右欄	
名称	員数	名称	員数	構造及び形式	
崇福寺仏殿	1棟（潮見槽）	福岡城花見槽	1棟	二重二階槽、本瓦葺北側附槽付、本瓦葺	

福岡県教育委員会告示第6号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第29条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定有形民俗文化財から中欄に掲げる文化財の指定を解除し、記載事項を右欄のとおり改める。

平成29年3月17日

福岡県教育委員会

左欄		中欄		右欄		
名称	関係告示	名称	員数	名称	員数	所有者
修験板笈	昭和46年福岡県教育委員会告示第1号	松尾山山岳信仰関係資料	16点	松尾山山岳信仰関係資料	18点	宗教法人三社神社（上毛町歴史民俗資料館保管） 上毛町（上毛町歴史民俗資料館及び上毛町西友枝体験交流センター保管）

福岡県教育委員会告示第7号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25条）第38条第1項の規定により、次の福岡県指定天然記念物の指定を解除する。

平成29年3月17日

福岡県教育委員会

名称	関係告示
タイサンボクとハクモクレンの癒着木	昭和33年福岡県教育委員会告示第40号

公告

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、平成29年1月20日から平成29年2月20日までの間、御意見を募集したところ、1件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

平成29年3月17日

福岡県教育委員会

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	文部科学省令は平成28年4月1日施行である。本県の規則は平成29年4月1日施行であっても、学校長の証明などで有効教職経験に平成28年4月1日あるいはそれ以前の教職経験も含めるのであれば、2種免許取得に向けた期間はより短縮されることが期待できる。柔軟な対応を期待したい。	改正省令に係る文部科学省通知では、「単位数を軽減する際に評価できることとなる、授与を受ける免許状に関する教職経験は、改正省令の施行日以降のものに限る」とされています。このため、平成28年4月1日以降の教職経験年数を免許状取得必要単位数の軽減に活用することは可能です。

2 公布日

平成29年3月17日

3 問合せ先

教育庁教育企画部教職員課免許・職員係

電話：092-643-3891

メールアドレス：kkyoshoku@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県教育委員会告示第8号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25条）第5条第3項の規定により、次の福岡県指定有形文化財の指定を解除する。

平成29年3月17日

福岡県教育委員会

名称	関係告示	指定解除年月日
重留遺跡一号竪穴住居跡出土品	平成12年福岡県教育委員会告示第2号	平成28年8月17日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第33号

平成28年10月23日執行の衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成29年3月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

- 1 選挙の種類 平成28年10月23日執行 衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 24,816,800 円
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	新井 富美子	所属政党又は所属党派	進 党	出納責任者氏名	西 田 久 美
第1回報告分	期間 平成28年10月3日から平成28年11月3日まで			報告書受理年月日	平成28年11月7日

収入	支出	金 額
主たる寄附 (氏名・団体名) 民进党福岡県総支部連合会 福岡県民主医療機関連合会	件 家 屋 (寄附額) (選挙事務所費) (集会会場費) 信通費 刷告費 具費 糧泊	844,000 円 1,291,291 円 1,291,291 円) 0 円) 121,717 円 88,616 円 1,050,300 円 1,781,938 円 120,710 円 140,415 円 48,400 円 103,803 円
その他の寄附	1件	10,000 円
その他の収入		
今 回 計	回 回	5,040,000 円
前 回 計	回 回	0 円
総 計	回 回	5,040,000 円

項 目	金 額
選挙運動用通常書作成	245,700 円
ビラの作成	415,800 円
ポスターの作成	388,800 円
選挙事務所立札及び看板の類の作成	165,240 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	143,100 円
計	1,566,608 円

No.2

候補者氏名	新井 富美子	所属政党又は所属党派	進 党	出納責任者氏名	西 田 久 美
第2回報告分	期間 平成28年11月4日から平成28年12月1日まで			報告書受理年月日	平成28年12月5日

収入	支出	金 額
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業)	件 家 屋 (寄附額) (選挙事務所費) (集会会場費) 信通費 刷告費 具費 糧泊	0 円 0 円 0 円) 0 円) 11,417 円 0 円 0 円 0 円 0 円 0 円 0 円 50,457 円
その他の寄附		
その他の収入		
今 回 計	回 回	0 円
前 回 計	回 回	5,040,000 円
総 計	回 回	5,040,000 円

その他の寄附
その他の収入

No.3

候補者氏名	内 蔵	謙	候補者届出政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	中山 世一
第1回報告分	期間	平成28年9月6日から平成28年11月7日まで			報告書受理年月日	平成28年11月7日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)
草野 康成 (職業)
大隈 武士 会社員
会社員

支人 家

(寄附額)
120,000 円
120,000 円

出件屋 (選挙事務所費)
信通 (集会場所費)
刷告具 費
文具 費
食糧 費
休泊 費

3,162,500 円
1,233,430 円
790,188 円
443,242 円
109,080 円
129,624 円
1,068,350 円
293,244 円
43,421 円
138,606 円
0 円
127,407 円

その他の寄附
その他の収入

今回計 7,240,000 円
前回計 0 円
前総計 7,240,000 円

今回計 6,305,662 円
前回計 0 円
前総計 6,305,662 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
ビラの作成	476,000 円
ポスターの作成	322,500 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	64,000 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	45,120 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	80,460 円
計	1,257,930 円

支出のうち公費負担相当額

No.4

候補者氏名	内 蔵	謙	候補者届出政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	中山 世一
第2回報告分	期間	平成28年11月7日から平成28年11月14日まで			報告書受理年月日	平成28年11月14日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)
(職業)

(寄附額)

支人 家

出件屋 (選挙事務所費)
信通 (集会場所費)
刷告具 費
文具 費
食糧 費
休泊 費

120,000 円
0 円
0 円
0 円
0 円
0 円
0 円
0 円
0 円
265,140 円

その他の寄附
その他の収入

今回計 0 円
前回計 7,240,000 円
前総計 7,240,000 円

今回計 385,140 円
前回計 6,305,662 円
前総計 6,690,802 円

No.6

候補者氏名	鳩山二郎	候補者届出政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	小澤洋介
第1回報告分	期間	平成28年8月21日から平成28年11月4日まで		報告書受理年月日	平成28年11月7日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	(寄附額)	支入 家	出件 屋	費用	金額
佐々木友梨	無職	30,000円	通	屋	費	720,000円
的場忠	無職	50,000円	交	(選挙事務所費)	費	3,478,727円
自民党白水やすらぎ支部		1,000,000円	印	(集会会場費)	費	3,123,121円
日本酪農政治連盟福岡県支部連合会		300,000円	広	信	費	355,606円
中村幸男	会社役員	100,000円	文	通	費	199,375円
飯田雄大	弁護士	100,000円	食	刷	費	1,202,068円
上杉隆	会社役員	30,000円	休	告	費	1,975,820円
谷澤誠	会社役員	50,000円	雑	具	費	1,073,350円
木内均	国会議員	30,000円		糧	費	670,620円
自由民主党埼玉県第十選挙区支部		300,000円		泊	費	204,833円
山氏徹	会社役員	100,000円			費	317,500円
石橋佐市	会社役員	1,000,000円			費	333,238円
神山久留米医師連盟	国会議員	50,000円				
全電機商連政治連盟	国会議員	1,000,000円				
中村充宏	特別公務員	100,000円				
並木一元	区議会議員	30,000円				
飯島義正	会社役員	30,000円				
長峯清彦	会社役員	100,000円				
遠山清彦	国会議員	100,000円				
中屋文孝	都議会議員	50,000円				
白石英行	区議会議員	30,000円				
成澤廣修	文京区長	30,000円				
日本商工連盟		30,000円				
中川原三和子	会社役員	100,000円				
富永照子	会社役員	100,000円				
小川巧次	会社役員	100,000円				
その他の寄附		110,000円				
その他の収入		5,000,000円				
今	計	10,100,000円	今	回	計	10,175,531円
前	計	0円	前	回	計	0円
総	計	10,100,000円	総	計	計	10,175,531円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
ピラの作成	476,000円
ポスターの作成	1,125,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,700円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	204,000円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	197,500円
計	2,429,700円

公安委員会

福岡県警察本部告示第21号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、高齢運転者対策の推進及び貨物自動車対策の推進等に係る審査基準等の一部改正（案）について、平成29年2月24日から同年3月3日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成29年3月17日

福岡県警察本部長 樹下 尚

- 1 審査基準等の題名
高齢運転者対策の推進及び貨物自動車対策の推進等に係る審査基準等の一部改正
- 2 審査基準等の改正の日
平成29年3月12日
- 3 意見公募手続の結果
意見は提出されなかったため、改正案のとおり審査基準及び処分基準を改正することとした。
- 4 関連資料
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

福岡県警察本部告示第22号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、審査基準等の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成29年3月17日

福岡県警察本部長 樹下 尚

- 1 意見公募手続を実施しなかった理由
当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の一部の施行等に伴い、下記審査基準及び処分基準を改正するものであるが、その内容は、法令

の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として行手条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

(1) 審査基準

- ア 運転免許（試験により判断する場合以外の場合）（道路交通法（以下「法」という。）第84条第1項関係）の基準
- イ 免許証の再交付（法第94条第2項関係）の基準
- ウ 更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）（法第101条の2第3項関係）の基準
- エ 運転経歴証明書の交付（法第104条の4第6項関係）の基準
- オ 国外運転免許証の交付（法第107条の7第3項関係）の基準
- カ 指定講習機関の指定（法第108条の4第1項関係）の基準
- キ 旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定（道路交通法施行令（以下「令」という。）第34条第3項第2号関係）の基準
- ク 牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定（令第34条第4項第2号関係）の基準
- ケ 運転経歴証明書の再交付（道路交通法施行規則第30条の13第1項関係）の基準

(2) 処分基準

- ア 運転免許の取消し、効力の停止（法第90条第5項関係）の基準
- イ 運転免許の取消し（法第90条第6項関係）の基準
- ウ 運転免許を受けることができない期間の指定（法第90条第9項関係）の基準
- エ 運転免許を受けることができない期間の指定（法第90条第10項関係）の基準
- オ 運転免許の取消し、効力の停止（法第103条第1項関係）の基準
- カ 運転免許の取消し（法第103条第2項関係）の基準
- キ 運転免許の取消し、効力の停止（法第103条第4項関係）の基準
- ク 運転免許を受けることができない期間の指定（法第103条第7項関係）の基準
- ケ 運転免許を受けることができない期間の指定（法第103条第8項関係）の基準
- コ 運転免許の効力の停止（法第104条の2の3第1項関係）の基準
- サ 運転免許の取消し、効力の停止（法第104条の2の3第3項関係）の基準

- シ 自動車等の運転禁止（法第107条の5第1項関係）の基準
 - ス 自動車等の運転禁止（法第107条の5第2項関係）の基準
 - セ 自動車等の運転禁止（法第107条の5第9項関係）の基準
- 2 審査基準及び処分基準の改正の日
平成29年3月12日
- 3 概要等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課及び同部運転免許管理課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第73号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準等の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
27・8・7	3717	告示	675	8	○			表中	○ 7.6 ～ 42.0	● 6.6 ～ 42.0

平成29年3月17日

福岡県公安委員会

- 1 意見公募手続を実施しなかった理由
当該改正は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）並びに道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第390号）及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第12号）が施行されたこと等に伴い、所要の規定の整理をするものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。
- 2 施行の日
平成29年3月17日
- 3 概要等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。